

令和8年度 第1回島本町特別支援委員会

1 日時 令和8年8月20日（木）午後2時～

2 場所 島本町役場 1階 第2多目的室

3 内容

（1）島本町特別支援委員会の運営について

（2）島本町の支援教育と就学相談の現状について

（3）情報提供

（4）今後の予定について

（参考）島本町支援保育・支援教育ハンドブック
～「ともに学び、育つ」一貫した支援のために～



○島本町特別支援委員会規則

平成 24 年 12 月 21 日

教委規則第 12 号

島本町特別支援委員会規則(平成 15 年島本町教育委員会規則第 5 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、島本町執行機関の附属機関に関する条例(平成 24 年島本町条例第 21 号。以下「条例」という。)第 6 条の規定に基づき、島本町特別支援委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 委員会の委員(以下「委員」という。)の定数及び構成は、条例別表に掲げるとおりとし、構成する委員の具体的な人数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 学識経験を有する者 1 人
- (2) 町立小・中学校の学校医又は高槻市医師会が推薦する者 1 人
- (3) 町立小・中学校の教職員 8 人以内

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、委嘱の日から当該年度末の日までとする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(意見の聴取)

第6条 委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の関係者に対して会議への出席、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育こども部教育推進課において処理する。

(平成26教委規則2・一部改正)

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 条例の施行後最初に委嘱され、又は任命される委員の任期は、第3条第1項本文の規定にかかわらず、同項本文に規定する期間の範囲内で教育委員会が別に定める。

(会議招集の特例)

3 第5条第1項の規定にかかわらず、委員長が選出されていない場合にあっては、教育委員会が会議を招集する。

附 則 (平成26年3月31日教委規則第2号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(参考) 島本町執行機関の附属機関に関する条例 (抜粋)

別表 (第2条～第4条関係)

執行機関	附属機関	担任する事務	委員の定数	委員の構成
教育委員会	島本町特別支援委員会	学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)の規定に基づき、障害のある児童、生徒等の小・中学校への就学の際に必要な事項について、専門的知識を有する者の意見を聴取し、意見書を作成の上、教育委員会に意見を具申する。	10人以内	(1)学識経験を有する者 (2)町立小・中学校の学校医又は高槻市医師会が推薦する者 (3)町立小・中学校の教職員

資料 2

令和 8 年度島本町特別支援委員会 委員名簿

	氏 名	委員の構成	所 属
1	田中 美穂	学識経験を有する者	大阪府立高槻支援学校
2	関 耕次郎	町立小・中学校の学校医又は 高槻市医師会が推薦する者	高槻市医師会
3	藪田 香織	町立小・中学校の教職員	島本町立第一小学校
4	小林 智	町立小・中学校の教職員	島本町立第二中学校
5	土居 和彦	町立小・中学校の教職員	島本町立第四小学校
6	古家 昭二	町立小・中学校の教職員	島本町立第一中学校
7	坂本 佳彦	町立小・中学校の教職員	島本町立第二小学校
8	古後 夕易	町立小・中学校の教職員	島本町立第一中学校

参考

島本町執行機関の附属機関に関する条例（平成 24 年 12 月 18 日 条例第 21 号）抜粋

（設置）

第 2 条 法律若しくはこれに基づく政令又は別に条例で定めるものを除くほか、別表執行機関の欄に掲げる町の執行機関に同表附属機関の欄に掲げる附属機関を置く。

（組織）

第 3 条 前条の附属機関(以下「附属機関」という。)は、別表委員の定数欄に掲げる人数の委員をもって組織する。

（委員の委嘱等）

第 4 条 附属機関の委員は、別表委員の構成欄に掲げる者のうちから当該附属機関の属する執行機関が委嘱し、又は任命する。

別表（第 2 条～第 4 条関係）

執行機関	附属機関	担任する事務	委員の定数	委員の構成
教育委員会	島本町特別支援委員会	学校教育法施行令(昭和 28 年政令第 340 号)の規定に基づき、障害のある児童、生徒等の小・中学校への就学の際に必要な事項について、専門的知識を有する者の意見を聴取し、意見書を作成の上、教育委員会に意見を具申する。	10 人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 町立小・中学校の学校医又は高槻市医師会が推薦する者 (3) 町立小・中学校の教職員

島本町特別支援委員会規則（抜粋）

（組織）

第 2 条 委員会の委員(以下「委員」という。)の定数及び構成は、条例別表に掲げるとおりとし、構成する委員の具体的な人数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 学識経験を有する者 1人
- (2) 町立小・中学校の学校医又は高槻市医師会が推薦する者 1人
- (3) 町立小・中学校の教職員 8人以内

（委員の任期）

第 3 条 委員の任期は、委嘱の日から当該年度末の日までとする。

2 委員は、再任されることができる。

島本町特別支援委員会実務要領

【目的】

島本町在住の児童（就学予定者を含む）・生徒のうち、教育上配慮を要する障害のある者に対し、その障害の実態を十分に把握し、適正な支援を行う。（特別支援に関する判断を導き出す諮問機関としての機能を果たす。）

【業務内容】

特別支援委員会は、上記の目的を達成するために次の業務を行う。

1 該当児童・生徒の実態把握

- (1) 実態（発達状態、障害種別、程度）については、各学校（特別支援校内委員会）の資料をもとに把握する。
- (2) 必要に応じて直接学校園の訪問、および校内委員・担任等の意見聴取を行う。

2 審議と判断

- (1) 特別支援校内委員会の判断をもとに、受け入れる学校の教育条件・教育内容に照らして最善の助言および相談を行う。
- (2) 各学校における特別支援校内委員会の判断に対し必要に応じて指導助言を行う。

3 具申

別紙様式にて判断結果および特別支援委員会の所見をつけ、委員長名で教育委員会に具申を行う。

4 必要な関係者の出席要請

医師、専門家及び町立小中学校教職員

【業務期間】

- | | |
|-------|---|
| 8 月 | 第 1 回委員会（委員会実務などの説明） |
| 1 2 月 | 第 2 回委員会（校内委員会より提出された資料に基づき審議等）
教育委員会に具申 |

特別支援校内委員会実務要領

【目的】

特別支援校内委員会は障害のある児童生徒及び特別な配慮を要する児童生徒の実態把握に努め、適正な教育のあり方を審議する。

【業務内容】

特別支援校内委員会は上記の目的を達成するために、次の業務を遂行する。

1 該当児の実態把握

保護者および当該校、園、施設、医療機関等から出された資料や意見を尊重しながら、観察を十分に行い、障害のある児童生徒および特別に支援の必要な児童生徒の実態を把握する。

2 審議と判断

子どもの実態及び保護者の意向に基づき、教育条件、教育内容を明らかにする中で、その子どもにとって望ましい教育のあり方を審議、及び判断を行う。

3 特別支援委員会への資料提供

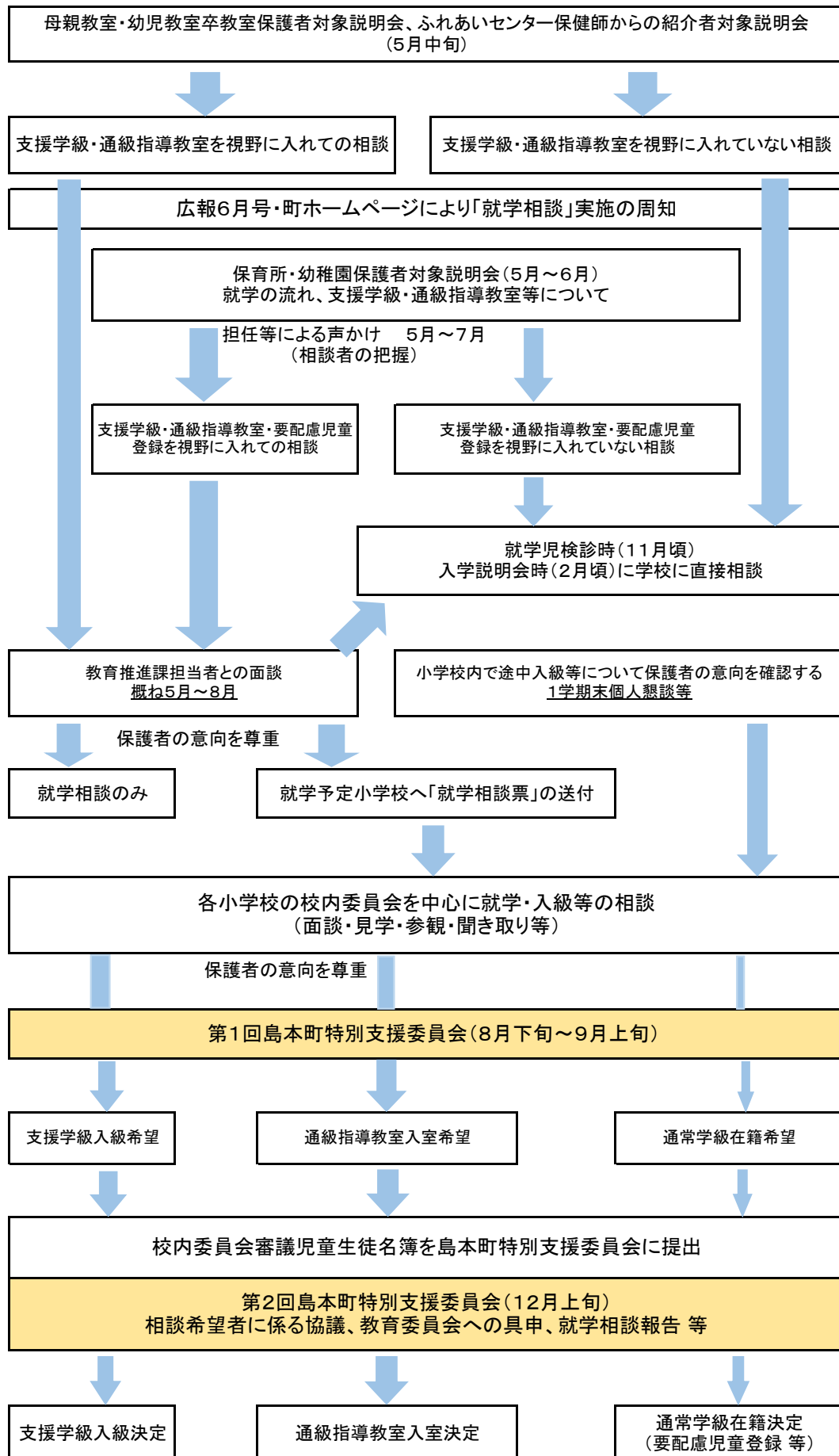
- (1) 審議された児童生徒の名簿
- (2) 審議対象児童生徒についての意見書及び個人記録票
- (3) その他審議に必要な資料

【審議期間】

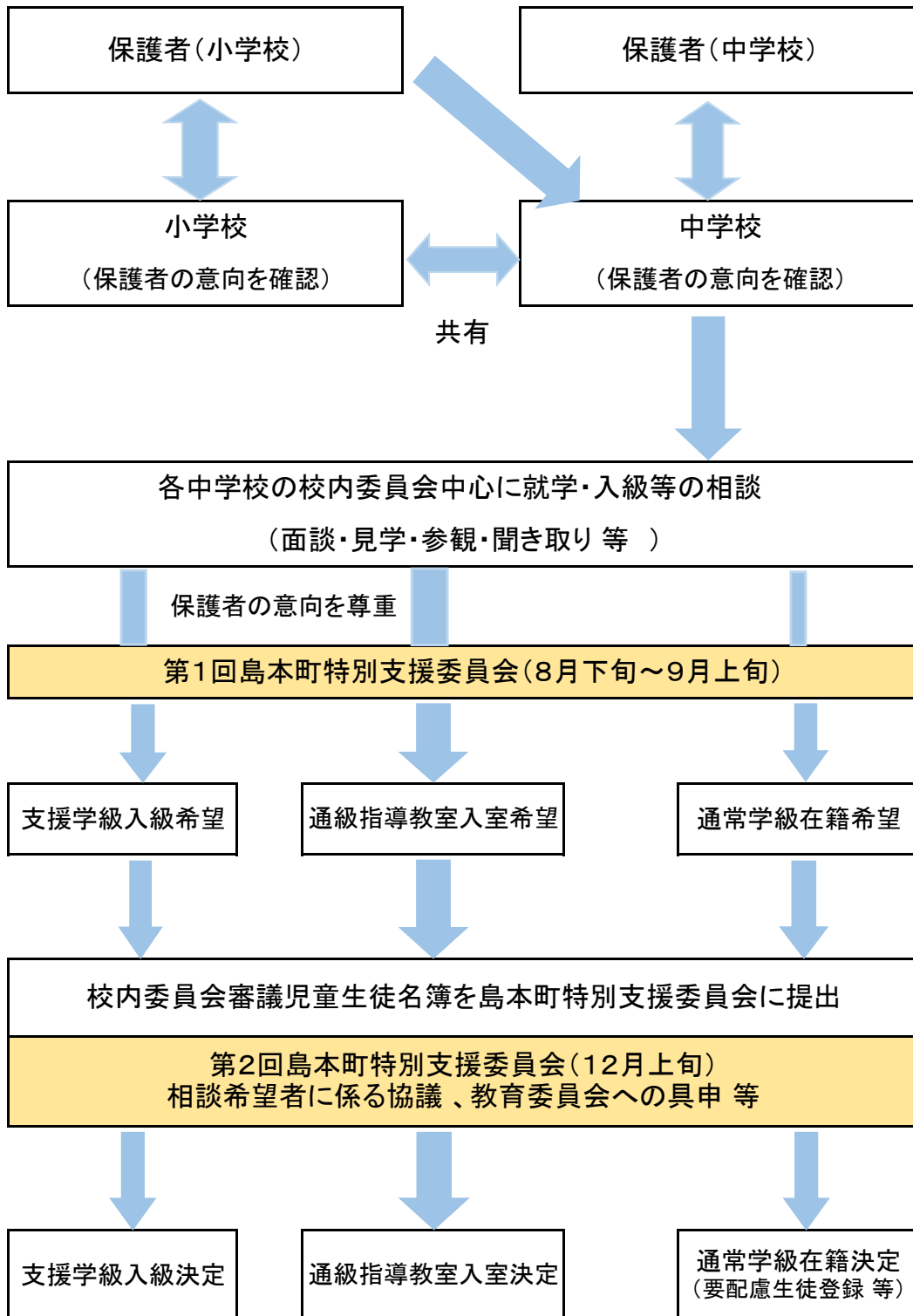
年間を通じて随時特別支援校内委員会を開いて審議するものとする。

- | | |
|----------|--|
| 5 ～ 7 月 | 相談者名簿の確認（教育委員会） |
| 7 ～ 10 月 | 在校生の状況確認、新入生保護者との就学相談
学校園訪問及び支援学級見学会の実施など |
| 11 月末日 | 審議に係る資料の提出 |

令和8年度 支援教育に係る事務手続きについて【小学校】



令和8年度 支援教育に係る事務手続きについて【中学校】



島本町教育委員会

就 学 相 談 票

様式 1

ふ り が な 子どもの氏名		性 別		生年月日	
保護者氏名					
住所	島 本 町				
(電話)	(0 7 5 - -)				
(携帯)	(- -)				
所属幼稚園 保育所・こども園					
相談内容	※教育委員会との就学相談後に記入ください。 ・必要に応じて、学校と関係機関（すこやか推進課・教育センター・学童保育室）が情報共有を行ってもよろしいですか？ また、学校と幼稚園保育所が連携を行ってもよろしいですか？ （学校教員が子どもの参観に行く、教員同士で情報共有をする等） （ はい ・ いいえ ）				
備 考					

- ・ 相談内容欄には、お子様について(障害等の様子)できるだけ詳しく書いてください。
- ・ 備考欄は記入しないでください。
- ・ この相談内容は入学予定の学校にお知らせします。

取り扱い注意

就学相談票

記入日：令和 年 月 日										
ふりがな								男 女	生年月日	年 月 日
児 童 名									小学校区	島本町立 第 () 小学校
ふりがな								在籍幼稚園・保育所 (園)		
保護者名								幼稚園・保育所 (園) 担当者 先生		
住 所	住 所 大阪府 三島郡 島本町							電話番号 — —		
家族構成	続柄	名前			年齢	続柄	名前			年齢
						年齢は、兄弟姉妹のみでかまいません。				
療育歴 医療・相談機関	期 日					相談機関名	診断・相談内容 など			
	開始	年	月	日	～継続中・	年	月	終了		
	開始	年	月	日	～継続中・	年	月	終了		
	開始	年	月	日	～継続中・	年	月	終了		
薬の服用		薬 名					服用時間・方法			
有 ・ 無										
手帳について		内 容								
有 ・ 無		身体障害者手帳 () 級 (取得 年 月 日)								
		療育手帳 () (取得 年 月 日)								
		精神障害者保健福祉手帳 () 級 (取得 年 月 日)								
※出生時および乳児期のことで伝えておきたいこと・発作の有無や時期・大きな病気やけが、事故などがあれば、お書きください。										

<ご記入について>

- ・生活面・学習面・行動面など今の状況や支援の状況についてお答えください。
- ・支援が必要な場合は、その支援内容をできるだけ詳しくお書きください。
- ・本票については、お子さまの支援に関する目的以外には一切使用しません。
- ・書きにくいところや答えにくいところは、あけておいてください。

生活面	更衣	・完全に一人で行える ・少し支援が必要 () ・かなり支援が必要 ()	・全面支援が必要
	排泄	・完全に一人で行える ・少し支援が必要 () ・かなり支援が必要 ()	・全面支援が必要
	食事	・完全に一人で行える ・少し支援が必要 () ・かなり支援が必要 ()	・全面支援が必要
	移動	・完全に一人で行える ・少し支援が必要 () ・かなり支援が必要 ()	・全面支援が必要
認知面	・数はいくつまで数えることができますか？		
	・ひらがなについての興味はありますか？（自分のなまえをひらがなで書くことはできますか？）		
言語面・対人面	・ことは、まわりの人や友だちとのコミュニケーションなどで気にかかっていることがあればお書きください。		
行動面	・得意なことや好きな遊び、行動面においてこだわりのあることなどで気にかかっていることがあればお書きください。		
身体面	・現在の身体状況で気にかかることがあればお書きください。		
思い・願い	・伸ばしたいところや将来に向けての保護者としての願い、思いなどをお書きください。		

島本町教育センター

就学相談のご案内

島本町教育センターでは、子どもたちの健やかな成長と発達を願って面談または電話での相談を行っています。

子育て、学校、生活、発達に関わること等、お気軽にご相談ください。

＜教育全般についての相談＞

- ・月～金曜日（午前9時～午後4時）、相談員が応じます。
- ・予約がなくてもかまいません。電話または直接お越しください。
- ・臨床心理士が予約制でカウンセリングを行います。

＜発達についての相談＞

- ・子どもの発達・療育に関わることを、予約制で専門の相談員が相談に応じます。
- ・予約や質問は、電話でお問い合わせください。

（相談専用）075-962-4238

★小学校入学に関しては、下記までお気軽にご相談ください。

＜担 当＞

島本町教育推進課 箕浦・原山

電 話 075(962)0391（直通）

島本町教育委員会



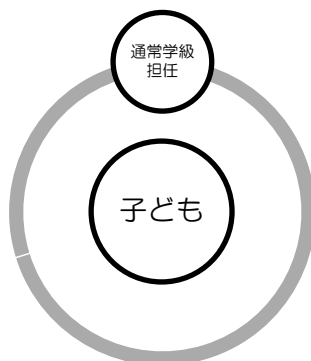
小学校における支援教育について ～全ての子どもが安心して学ぶために～

子どもの成長の過程では、本人に合わせた支援が必要になる場合があります、その適切な支援が、子どもの大きな成長につながります。

こちらでは簡単に小学校における支援教育体制についてご説明いたします。

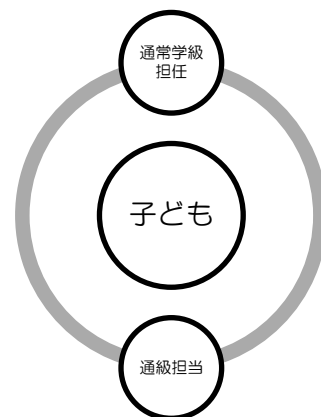
要配慮児童登録（通常学級在籍）

- 通常の学級に在籍し、それぞれの学年で各教科の目標に合わせて学習を進めます。
- 児童の実情に応じて、学校と相談しながら指導内容や指導方法を工夫したり、教師が適宜、声をかけるなどの配慮をしながら学習を行います。
- 年度途中での登録が可能です。



通級指導教室（通常学級在籍）

- 通常の学級に在籍し、それぞれの学年で各教科の目標に合わせて学習を進めます。
- 授業時間内に週1H程度、学習上や生活上の困難などの特性に応じて、通級指導教室で個別指導を行います。
- 主として、自立活動（※）の指導を行います。
- 年度途中での入室、退室が可能です。



※自立活動

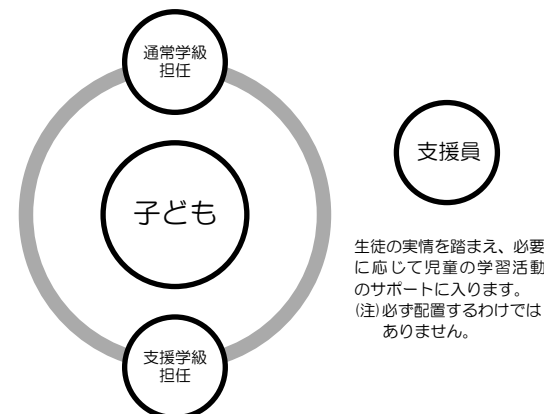
生徒1人1人の障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、心身の調和的発達を培う活動

支援学級 在籍

- 支援学級に在籍し、学校と相談しながら、個々に合わせた特別の教育課程（個別的教育目標）を作成して、学習を進めます。
 - 児童の実情を踏まえながら、1日に2H～3H程度、支援学級で、個別での学習や少人数での学習等を行います。
 - 個々に合わせた教育目標を立てて学習を進めることから、「評価規準」についても、通常の学級とは異なります。
 - 支援学級では、各教科の学習に加えて、個々の実情に応じた自立活動（※）の指導を行います。
- 学校生活の1日の流れ（時間割等）は、通常学級と同じです。
- 支援学級に在籍するかどうかについては、前年度から検討が必要です。
 - 各校の管理職、支援教育コーディネーター、保護者で話し合い、長期的な子どもの成長についてイメージを共有しながら、支援学級在籍について、検討を進めていきます。

※以下のような場合は、支援学級在籍の対象にはなりません。

- それぞれの学年目標に合わせた学習を進めるが、支援学級において個別のフォロー（補的な学習）を必要とする場合
- 通常学級で過ごすことへの不安が高く、支援学級を安心できる居場所として利用することのみを必要とする場合



特別支援審議資料

- * (別紙様式1) 特別支援校内委員会審議児童生徒名簿
- * (別紙様式2) 就学、入学及び途中入級に関する意見書
- * (別紙様式3) 特別支援審議資料 (個人記録票)
 - ・ 小学校用
 - ・ 中学校用
- * 特別支援審議資料の記入について
- * 特別支援についての留意点

(別紙様式1)

No. _____

令和 年 月 日

島本町特別支援委員会委員長 様

令和 年度 特別支援校内委員会審議児童生徒名簿

島本町立第 学校
校 長 印

番号	氏 名	性別	学年	所 属	備 考
1			()		
2			()		
3			()		
4			()		
5			()		
6			()		
7			()		
8			()		
9			()		
10			()		

() 内には新年度学年を記入してください。

(別紙様式2)

就 学 、 入 学 及 び 途 中 入 級 に 関 す る 意 見 書 令和 年 月 日 島本町特別支援委員会委員長 様 学校名 校長名 印			
ふりがな 氏名	性別 年 月 日生	保護者名 電 話	
就学・入学・途中入級 に関する所見	審議内容及び問題点（支援学級における指導課題及び指導の手だて等について記入）		
本人・保護者の意見	支援学級入級を希望する理由及び意思表示の明記等 （保護者の言葉で記入）		
学校の意見	最終的にまとめられた内容や具体的な受け入れ方法、指導内容等 （支援学級への入級について）		

上記実線内を学校・保護者で記入し、校長印を捺印のこと。

支 援 委 員 会 所 見	学校では記入しない
措置内容	学校では記入しない

(別紙様式3)

秘

特別支援審議資料（個人記録票）小学校用

学 校 名

学校長名

保護者名

印

令和 年 月 日記入

ふりがな 氏 名	性別 年 月 日生	家族 構成	
生 育 歴	・胎 児 時 → 例えば、妊娠中の病気やその他、気がかりなこと。 ある()・ない ・出 産 時 → 例えば、妊娠期間〔普通・早産()ヶ月で出産〕・遅れた等〕 出産(安産、難産)、出産時の体重などやその他気がかりなこと。 ・乳幼児期 → 例えば、首のすわり()ヶ月、かたこと()ヶ月、歩き始め()ヶ月 親と子どもと(よく遊んだ・少なかった・全く遊ばなかった) また、近所の子どもと(よく遊んだ・少なかった・全く遊ばなかった)等 その他気がかりなこと。 以上、小学校新一年生時、あるいは転入・転籍時に、これだけは知らせておきたい内容 等があれば記入。		
既 往 症	例えば、どんな発作ですか () () 歳頃から、() 回程度など。 その他、気がかりなことがあれば記入。		
検 査 の 記 録	専門機関等での検査があれば、その記録等について記入する。		
今までに 診断や検 査を受け た機関の 所 見	その障害にかかわっての診断を受けた医師の意見、病院名や相談に行った施設名とその 相談内容など。また、そこにかかわった年月日や在籍年数等。更に、医師や職員からみた その障害にかかわっての配慮等もあれば記入。 視覚・聴覚・言語などの障害の種別については、専門医の所見も記入。		
障 害 の 種 別	(主たる障害に1、重複障害に2 と記入) ☐ 知的障害 ☐ 肢体不自由 ☐ 病弱・身体虚弱 ☐ 視覚障害 ☐ 聴覚障害 ☐ 言語障害 ☐ 自閉症・情緒障害 ☐ その他 ()	障 害 の 程 度	(1 及び 2 について記入) 手帳の有・無 () 等級等も記入 療育手帳・身体障害者手帳 () ()

※ 審議資料については、保護者と学校（担任等）で協議し、記入すること。

（小学校用） その子どもの入学先小学校は、当該の幼・保・施設より聞き取りを行い、この資料を作成。

子どもの様子と配慮を必要とする点などについて記入

領 域	担 任 観 察 事 項
	※ 以下のような様子を必要に応じて記入 ○生活や行動領域 ・身辺処理の状況（食事、排泄、衣服の着脱 等） ・身体運動の状況（姿勢、移動、手足の機能、聴覚 等） ・社会性（家族、友達等との関係、興味や遊びの状況 等） ・日常生活のきまりの理解・習得状況 等 ・集団生活への参加並びに役割状況 等 ○言語領域 ・読 む（ひらがな、漢字、名前） ・書 く（ひらがな、漢字、名前） ・話 す（経験したこと、日常会話等） ・聞 く（態度）と持続時間（ ）分・時間位 ・理 解（指示言葉・理解の状況） ・伝 達（親・教師・仲間との間で、言語伝達の有無や状況） ・取得した内容の応用 等 ○数量領域 ・数量の概念 ・計 算 ・数量の比較 ・取得した内容の応用 ・量の測定 等 ○その他の領域（学習指導の結果、顕著なもの 等） ・運動や体育的要素 ・音楽や図画工作的要素 等 ○指導の成果 ○配慮事項や今後の課題

秘

印

令和 年 月 日記入

ふりがな 氏 名	性別 年 月 日生	家族 構成	
生 育 歴	・ 小学校 6 年間の中で、新たな保護者・病院・施設から知り得た障害にかかわる内容及び変化状況を記入		
既 往 症	・ 小学校 6 年間の中で、主たる既往症について記入		
今までに 診断や相 談を受け た機関の 所見及び 検 査 の 記 録	・ 小学校 6 年間の中での、その障害にかかわっての診断を受けた医師の意見・病院名や相談に行った施設名とその相談内容など。 また、そこにかかわった期間の年月日や検査の記録等。更に、医師や職員からみたその障害にかかわっての配慮等もあれば記入。 ・ 視覚・聴覚・言語などの障害の種別については、専門医の所見も記入。		
障 害 の 種 別	(主たる障害に 1、重複障害に 2 と記入) ☐ 知的障害 ☐ 肢体不自由 ☐ 病弱・身体虚弱 ☐ 視覚障害 ☐ 聴覚障害 ☐ 言語障害 ☐ 自閉症・情緒障害 ☐ その他 ()	障 害 の 程 度	(1 及び 2 について記入) 手帳の有・無 () 等級等も記入 療育手帳・身体障害者手帳 () ()

※ 審議資料については、保護者と学校（担任等）で協議し、記入すること。

（中学校用） その子どもの進学中学校は、当該の小学校より聞き取りを行い、この資料を作成。

子どもの様子と配慮を必要とする点などについて記入

領 域	担 任 観 察 事 項
	【例】 下記の項目について、小学校の低・中・高学年ごとの指導結果も含め、その子どもの成長過程もできれば記入すること。 ○生活や行動領域 ・身辺処理の状況（食事、排泄、衣服の着脱 等） ・身体運動の状況（姿勢、移動、手足の機能、聴覚 等） ・社会性（家族、友達等との関係、興味や遊びの状況 等） ・日常生活のきまりの理解・習得状況 等 ・集団生活への参加並びに役割状況 等 ○言語領域 ・読 む（ひらがな、漢字、名前） ・書 く（ひらがな、漢字、名前） ・話 す（経験したこと、日常会話等） ・聞 く（態度）と持続時間（ ）分・時間位 ・理 解（指示言葉・理解の状況） ・伝 達（親・教師・仲間との間で、言語伝達の有無や状況） ・取得した内容の応用 等 ○数量領域 ・数量の概念 ・数量の比較 ・量の測定 ・計 算 ・取得した内容の応用 等 ○その他の領域（学習指導の結果、顕著なもの 等） ・運動や体育的要素 ・音楽や図画工作的要素 等 ○指導の成果 ○配慮事項や今後の課題

特別支援についての留意点

保護者との話し合いについて

- 校長の責任の下、管理職もしくは就学相談を担当する教員が、保護者との連絡をとること。
- 保護者との話し合いは、学校の総意を代表して行うもので、個人的な意向、結論を伝えることは避けること。
- 保護者の意向を十分に受け止めることを基本的な姿勢として、学校からの結論や条件などの一方的な提示にならないよう十分配慮すること。
- 保護者との話し合いは、十分な意見の一致が得られるまで可能な限り継続して行うこと。
- 就学については、学校と保護者の間で結論が出た後、該当児童生徒が就学するまで保護者との話し合いは継続すること。

幼稚園・保育所、保護者等の訪問について

- 校長の責任の下、管理職もしくは就学相談を担当する教員が、該当園・保育所等へ連絡し、訪問日、訪問人数等について打合せをすること。

1. 事前の打合せについて

- ・訪問の際は、特別支援校内委員会の代表が訪問するのが望ましい。訪問先の園や保育所での指導等に十分配慮して行うようにする。
- ・懇談の時間が設定できるかどうか確認する。
- ・継続的に観察するかどうか確認する。

2. 訪問時の注意事項

- ・保育中、園児との接触は必ず担任に指示または、了解を得る。
- ・保育中の担任への質問はなるべく控える。
- ・保育中の私語は慎む。

(別紙様式3) 特別支援審議資料(個人記録票)について

- 対象となる児童・生徒の特別支援審議資料(小学校用)(中学校用)については、聞き取りや観察を通して、保護者と学校(担任等)で協議し、各学校が記入すること。
- 特別支援審議資料の提出は、必ず特別支援校内委員会の代表者等が直接教育推進課へ持参すること。

校内の審議について

- 学校の結論は、特別支援校内委員会だけの決定にならないよう全教職員の意見も踏まえ、校長の責任による結論とすること。(そのために必要に応じて、対象児童・生徒の学校訪問時を利用し、多くの教職員が観察した上で結論を深めることが望ましい。)
- 小学6年生に児童については、小学校と中学校が十分に話し合う機会を持つとともに、保護者との連携も大切にしながら特別支援を進めること。

各 支援教育コーディネーターの皆様へ

11月19日(木)を締切日としている書類について、記入の際に、気を付けて頂きたいことをまとめましたので、ご確認願います。 教育推進課 原山

特別支援審議資料の記入について

(1) 特別支援校内委員会審議児童生徒名簿(別紙様式1)

【No.】

1枚目であれば1と記入する。

【令和 年 月 日】

提出年月日を記入する。

【学校名】

審議した学校名を記入する。

【学年】

新年度学年を記入する。

【所属】

提出時に児童・生徒が在籍している幼・保・学校等を記入する。

【備考】

特別支援校内委員会の結論等を記入すること。

「入級」「途中入級」「島本町特別支援委員会への審議」等を記入すること。

- ・(別紙様式1)の名簿は、セルを詰めて、可能であれば1枚に収めてください。
- ・児童生徒名簿には、校内支援委員会で、支援学級入級について検討された児童生徒について、漏れなく記載願います。

- ・備考欄には、下記の例の通り、結論を記入願います。
- ・入級
- ・途中入級
- ・通級指導教室入室
- ・通常学級
- ・支援学校
- ・島本町特別支援委員会への審議

(2) 就学、入学及び途中入級に関する意見書(別紙様式2)

【就学、入学、途中入級に関する所見】

特別支援校内委員会での審議内容及び問題点(支援学級における指導課題及び指導の手だて等)について記入する。

【本人・保護者の意見】

支援学級入級を希望する理由及び意思表示の内容等(保護者の言葉で)を記入する。

【学校の意見】

最終的にまとめられた内容や具体的な受け入れ方法、指導内容等について記入する。

【特別支援委員会所見】

島本町特別支援委員会での結論を記入する。学校では記入しない。

【措置内容】

教育委員会の措置決定結果を記入する。学校では記入しない。

(3) 特別支援審議資料(個人記録票)小学校用(別紙様式3)

【学校名】

審議した学校名を記入する。

【学校長名】

校長氏名を記入し、公印を押す。

【保護者名】

対象児童の保護者本人が記名する。

【令和 年 月 日】

文書を作成した年月日を記入する。

【氏名】

児童の氏名及びそのふりがなを記入する。

【家族構成】

在籍している兄弟姉妹の氏名等を記入する。

【生育歴】

小学校新一年生時、又は転入・転籍等に、これだけは知らせておきたい内容等があれば記入する。

【既往症】

気がかりなことがあれば記入する。

【検査の記録】

専門機関等での検査があれば、その記録等について記入する。

【今までに診断や相談を受けた機関の所見】

その障害にかかわって診断を受けた医師の意見、病院名や相談に行った施設名とその相談内容など。
また、そこにかかわった年月日や在籍年数等。更に、医師や職員がみたその障害に関わる配慮等もあれば記入する。

視覚・聴覚・言語等の障害種別については、専門医の所見も記入する。

【障害の種別】

主たる障害に1、重複障害に2と記入する。

【障害の程度】

手帳の有無及び所持している場合その等級を記入する。

【担任観察事項】

具体的にイメージできるように記入すること。

(4) 特別支援審議資料(個人記録票)中学校用(別紙様式3)

【学校名】

審議した学校名を記入する。

【学校長名】

校長氏名を記入し、公印を押す。

【保護者名】

対象生徒の保護者本人が記名する。

【令和 年 月 日】

文書を作成した年月日を作成する。

【氏名】

生徒の氏名及びそのふりがなを記入する。

【家族構成】

在籍している兄弟姉妹の氏名等を記入する。

【生育歴】

小学校6年間の中で、新たに保護者・病院・施設などから知り得た障害にかかわる内容及び変化状況を記入する。

【既往症】

小学校6年間の中で、主たる既往症について記入する。

【今までに診断や相談を受けた機関の所見及び検査の記録】

小学校6年間の中での、その障害にかかわっての診断を受けた医師の意見・病院名や相談に行った施設名とその相談内容など。また、そこにかかわった期間の年月日や検査の記録等。

更に、医師や職員からみたその障害にかかわっての配慮等もあれば記入する。

視覚・聴覚・言語等の障害の種別については、専門医の所見も記入する。

【障害の種別】

主たる障害に1、重複障害に2と記入する。

【障害の程度】

手帳の有無及び所持している場合その等級を記入する。

【担任観察事項】

具体的にイメージできるように記入すること

令和 8 年度島本町特別支援教育について

教育こども部教育推進課

1 基本方針

本町は、すべての人が互いに人格と個性を尊重し、支え合い、多様な生き方を認め合える全員参加型の社会（共生社会）の形成を目指しています。その中で、教育への参加を社会参加の一つの側面と捉え、子どもたちが学校で安心して学べる環境を整える視点として、特別支援教育を進めてきました。

すべての子どもが、障害のある子どもとの違いを対等な違いとして尊重し合い、子ども同士のつながりを育むことが重要です。その上で、子どもたちの個性や能力を最大限に伸ばし、自立的な社会参加ができるよう、以下に掲げる重点事項に基づき、インクルーシブな学びの場を構築していきます。

2 重点事項

(1) インクルーシブ教育の推進

すべての子どもが、障害のある子どもとの違いを対等な違いとして尊重し合い、子ども同士がつながることで、通常学級で安心して学べる環境を整えること。

(2) 校内支援体制の強化

特別支援教育コーディネーターを中心に、全教職員が組織的に対応できる校内支援体制を確立するとともに、校内支援委員会の機能を強化すること。

(3) 特別支援学級での教育課程の適切な構成

個々の子どもの教育的ニーズを整理し、障害の状況や特性及び心身の発達段階等に応じた教育課程を編成すること。また、自立活動を実施するとともに、必要な時間数（おおむね 1 日 2 ～ 3 時間）を確保すること。

(4) 通級指導教室の効果的運用

通常学級との連携を図り、個々の子どもの状況に応じた効果的な実施形態を検討・運用すること。障害による学習又は生活上の困難を主体的に改善・克服できるよう、必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、心身の調和的発達の基盤を培うこと。

3 令和 8 年度における島本町特別支援教育の課題と方向性

(1) 「個別の指導計画」の作成と支援の深化

前年度までの取組を活かしながら、教職員が児童生徒の特性を理解し、具体的な支援や配慮の方法等について協議し、「個別の指導計画」を作成する。また、従来の「教師と子どもがつながる支援」から「子どもと子どもがつながる支援」へと発展させることを目指す。

(2) 通級指導体制の充実と人材育成

通級による指導担当教員の増加に対応し、人材育成を推進するとともに、通級による指導体制のさらなる充実を図る。その結果、より効果的な指導と支援の実現を目指す。

(3) 交流及び協働学習の充実

特別の教育課程における「交流及び共同学習」の位置づけや内容を充実させることを重点とする。そのために、活動のねらいや評価の方法等の明確化を進め、学校と保護者の共通理解を深めていく。

(4) 支援学級における自立活動の実施充実

支援学級において、児童生徒一人ひとりのニーズに応じた自立活動を確実に実施できる体制を整え、学校づくりを進める。これにより、子どもたちの自立と社会参加を支援する学びの場を提供する。

3 令和8年度 島本町支援教育に係る研修、連絡会等の計画

- | | | |
|------------------------|-----|-----------|
| ・島本町教育センター連絡会 | …年間 | 1 1 回 |
| ・島本町支援教育コーディネーター連絡会 | …年間 | 3 回 |
| ・島本町支援教育研修会 | …年間 | 3 回以上開催予定 |
| ・島本町支援教育研究協議会 福祉連携研修会 | …年間 | 1 回 |
| ・島本町支援教育研究協議会 保護者対象研修会 | …年間 | 1 回 |